

火 災 共 済 普 通 ・ 住 宅 約 款

第 1 章 共済契約の締結

第 1 条 (共済契約の締結)

火災共済契約は、この火災共済普通・住宅約款(以下「約款」という。)によって締結します。

第 2 条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
危 険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この共済契約で定められている共済掛金はその危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態になることをいいます。
共済価額	損害が生じた地及び時における共済の対象の価額をいいます。
再調達価額	共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建又は再取得するのに要する額をいいます。
共済期間	共済契約証書記載の共済期間をいいます。
共済金	損害共済金、残存物取片づけ費用共済金、臨時費用共済金、自然災害費用共済金、臨時特別費用共済金、盗難費用共済金、火災死費用共済金、全焼費用共済金、類焼費用共済金、借家人賠償責任費用共済金及び事業再建費用共済金をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって組合が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の共済契約等に関する事項を含みます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた共済の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取壊し費用、片づけ清掃費用及び搬出費用をいいます。
臨時費用	共済の対象が損害を受けたことにより必要な、謝礼費用、広告費用、移転費用及び仮住まい費用等をいいます。
敷地内	特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、共済の対象の存在する場所及びこれに連続した土地で、同一共済契約者又は被共済者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在しても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
支払限度額	共済価額とは別に、支払共済金の限度額又は損害額を割合により支払限度を定めることをいいます。
支払責任額	他の共済契約等がないものとして算出した、支払うべき共済金又は保険金の額をいいます。
損 害	消防又は避難に必要な処置によって共済の対象について生じた損害を含みます。
建 物	土地に定着し、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
動 産	建物内に収容された家財、商品及び営業用什器等をいいます。
他の共済契約等	この共済契約における共済の対象と同一の敷地内に所在する被共済者所有の建物又は建物以外のものについて締結された第 6 条 (共済金を支払う場合)の損害又は費用を補償する他の共済契約又は保険契約をいいます。
住宅物件	単に住宅のみに使用される建物、屋外設備、装置及びこれらに収容された家財をいいます。

普通物件	住宅物件を除く店舗、事務所及び倉庫等建物で、屋外設備、装置及びこれらに収容された動産をいいます。
作業物件	住宅物件及び普通物件を除く物件で、動力、作業人員及び使用電力が規定以内の作業場又は加工場及びこれらに収容された動産をいいます。
盗 難	強盗、窃盗又はこれらの未遂をいいます。
破裂又は爆発	気体又は蒸気の急激な膨張を伴う破裂又はその現象をいいます。
持ち出し家財	共済の対象である家財のうち、被共済者又は被共済者と生計を共にする同居の親族によって共済契約証書記載の建物から一時的に持ち出された家財をいいます。
耐火構造	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間、当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止する為に当該建物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

第3条（共済の対象の範囲）

(1) この共済契約における共済の対象は、京都府内に所在する共済契約証書記載の建物又はこれに収容された動産(注)とします。

(注) 門、塀、垣、物置、納屋その他の付属建物は、共済の対象に含まれます。ただし、建物契約がある場合に限りです。

(2) 次に掲げる物は、共済の対象に含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 貴金属、美術品、稿本、その他損害額の算定が困難と認められる物
- ③ 自動車(注)

(注) 自動三輪車及び自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。

(3) 家具、衣類、その他の家財を共済の対象とした場合において、共済契約者と世帯を同じくする親族の所有物は、特に申出がない限り共済の対象に含まれます。

第4条（共済の対象の調査）

組合は、いつでも共済の対象又はこれを収容する建物若しくは敷地内を調査することができます。

第5条（共済責任の始期及び終期）

(1) 組合の共済責任は、共済期間の最初の日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 共済契約証書に午後4時以外の時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 共済期間が始まった後でも、組合は、共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、共済金を支払いません。

第2章 共済金の支払

第6条（共済金を支払う場合）

(1) 組合は、次に掲げる事故によって共済の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害共済金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷

- ③ 破裂又は爆発（気体又は蒸気の急激な膨張による破裂又は爆発をいいます。）
- ④ 第三者の破壊行為による共済の対象の損害
- (2) 組合は、日本国内の他の建築物内(注1)で火災、落雷、破裂、爆発によって一時的に持ち出された家財の損害(注2)が生じた場合に損害共済金(注3)をお支払いします。
- (注1) アーケード、地下道等専ら通路に利用されるものは含まれません。
- (注2) 通貨、預貯金証書、切手、印紙などの損害は、含まれません。
- (注3) 1回の事故につき100万円又は家財の共済金額の20%に相当する額のいずれか低い額を支払限度とします。
- (3) 組合は、建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊によって共済の対象に損害を受けた場合は、500万円を支払限度額として、その損害に対して、この約款に従い、損害共済金を支払います。
- (4) 組合は、次に掲げる事故によって共済の対象が損害(注1)を受け、その損害額が10万円以上となった場合、共済金額の50%又は600万円のいずれか低い額を支払限度額として、この約款に従い、損害共済金を支払います。
- ① 風災(注2)
- ② 雹災^{ひょう}
- ③ 雪災(注3)
- (注1) 雨、雪、雹^{ひょう}又は砂塵^{じん}の吹込みによって生じた損害については、建物又はその開口部が①から③までの事故によって直接破損したため生じた場合に限り、
- (注2) 台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮を除きます。
- (注3) 豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。
- (5) 組合は、契約建物の給排水設備に生じた事故による水濡れ損害(注)又は他の戸室からの漏水による水濡れ損害に対して、20万円を支払限度額として損害共済金を支払います。ただし、耐火構造共同住宅において、他の戸室からの漏水により発生した水濡れ損害に対しては、共済金額を限度に損害共済金を支払います。
- (注) 給排水設備自体に発生した損害や漏水原因の調査費用は含まれません。
- また、契約建物内の給排水設備の老朽化、ピンホール及びオーバーフロー等による原因の水濡れは支払いません。
- (6) 組合は、共済の対象である契約建物又は動産を収容する建物から発生した給排水設備又は漏水・放水・溢水による事故を原因として、第三者の所有する建物又は動産に水濡れ損害が生じ、それによって生じた補償等の費用を共済契約者が現実に自己の費用で支払った場合に、1被災世帯あたり20万円を支払限度額としてその費用共済金を支払います。
- (7) 組合は、この約款に従い、(1)から(5)までの事故によって損害を受けた共済の対象の残存物取片づけ費用に対しても費用共済金を支払います。
- (8) 組合は、この約款に従い、(1)から(5)までの事故によって損害を受けた共済の対象の臨時費用に対しても費用共済金を支払います。

第3章 共済金を支払わない損害

第7条（共済金を支払わない場合）

- (1) 組合は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
- ① 共済契約者、被共済者(注1)、又はこれらの者の法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反
- ② 共済契約者でない者が共済金の全部又は一部を受け取る場合における、その者(注2)又はその

者の法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額は除きます。

- ③ 共済契約者と生計を一にする同居親族の故意。ただし、共済契約者に共済金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ④ 共済の対象の発酵若しくは自然発熱又は加熱若しくは乾燥作業によって生じた損害
- ⑤ 凍結による水道管又は水管の破裂（水道管又は水管自体の損害をいいます。）
- ⑥ 第6条(1)から(4)までに規定する事故の際における共済の対象の紛失又は盗難
- ⑦ 破裂又は爆発の損害。ただし、気体又は蒸気の急激な膨張による破裂又は爆発以外によるもの
- ⑧ コンピュータソフトの損害
- ⑨ 第6条(3)に規定する事故に際して、共済契約者又は被共済者が所有(注3)し、又は運転する車両若しくはその積載物の衝突又は接触

(注1) 共済契約者又は被共済者が法人である場合は、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 被共済者でない共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 所有権留保条項付売買契約により購入した場合及び1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは自動車販売店が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店又は金融業者が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の販売契約をいいます。

(2) 組合は、次に掲げる事由によって生じた損害(注1)に対しては、共済金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動(注2)
- ② 地震若しくは噴火又はこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注3)若しくは核燃料物質によって汚染されたもの(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- ④ 土地の沈下、移動又は隆起による損害

(注1) ①及び②の事由によって発生した第6条(1)及び(3)に規定する事故が延焼又は拡大して生じた損害、及び発生のかんを問わず第6条(1)及び(3)に規定する事故が、①及び②の事由によって延焼又は拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 群集又は多数の者の集団行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済み核燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(3) 組合は、次に掲げる損害に対して、前条の事故による場合を除き、共済金を支払いません。

- ① 電氣的事故による炭化又は溶融の損害
- ② 発酵又は自然発熱の損害
- ③ 機械の運動部分又は回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- ④ 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- ⑤ 落書き、擦損、かき傷及び塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって、共済の対象の機能に支障をきたさない損傷
- ⑥ 自然の消耗若しくは性質によるさび、かび、変色又はその他類似の事由、及びねずみ又は虫による食害等の損害
- ⑦ 動植物について生じた損害
- ⑧ 共済の対象が野外にある場合に生じた損害

第4章 共済金の支払額

第8条 (損害の額)

組合が第6条(共済金を支払う場合)(1)から(5)までの損害共済金として支払うべき損害の額は、共済価額又は再調達価額によって定めます。

第9条 (損害共済金の支払額)

(1) 組合は、前条による損害の額に基づいて、共済金額と共済価額又は再調達価額との割合により算出した損害共済金の額を支払います。

(2) 組合は、次の①又は②の規定に基づいて損害共済金を支払います。

① 共済金額が共済価額又は再調達価額の80%に相当する額以上の場合は、共済金額を支払限度額として、損害共済金を支払います。

② 共済金額が共済価額又は再調達価額の80%に相当する額より低い場合は、共済金額を支払限度額とし、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{前条の規定による損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額又は再調達価額の80\%相当額}} = \text{損害共済金の額}$$

(3) 共済金額が共済価額又は再調達価額より多いときは、共済価額又は再調達価額を共済金額とみなします。

(4) 第6条(共済金を支払う場合)(4)に規定する損害に対する支払は、本条(1)又は(2)に規定する支払いを原則とします。ただし、災害救助法(注1)が適用された災害による被害は、全損(注2)の場合は第6条で規定された支払額の50%、半損(注3)の場合は第6条で規定された支払額の25%、一部損(注4)の場合は第6条で規定された支払額の2.5%とすることを理事会において決定することができる。

なお、一部損の場合で損害額が10万円未満の場合は、支払いません。

(注1) 昭和22年10月18日施行(法第118号)

(注2) 全損は、共済価額又は再調達価額の70%以上の損害をいいます。

(注3) 半損は、共済価額又は再調達価額の20%以上70%未満の損害をいいます。

(注4) 一部損は、共済価額又は再調達価額の3%以上20%未満の損害をいいます。

(5) 組合は、(1)から(4)までの規定により算出した損害共済金の額に10%を乗じた額の範囲内で第6条(7)の残存物取片づけ費用に対する費用共済金を支払います。

(6) 組合は、(1)から(4)までの規定により算出した損害共済金の額に10%を乗じた額の範囲内で、第6条(8)の臨時費用に対する費用共済金を支払います。ただし、1回の事故につき1危険ごとに100万円を支払限度額とします。

(7) (5)及び(6)の場合において、組合は、(5)及び(6)の費用共済金の額と(1)から(4)までの規定により算出した損害共済金の額の合計額が共済金額を超えるときでも支払います。

(8) 1個の共済金額で2以上の共済契約の対象を契約している場合は、それぞれの共済価額又は再調達価額の割合によって共済金額を比例配分し、その比例配分額を持ってそれぞれの共済契約の対象に対する共済金額とみなし、(1)から(4)までの規定をおのおの別に適用します。

第10条 (他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

(1) 他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、共済金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、組合は、次に定める額を共済金として支払います。

① 他の共済契約等から共済金又は保険金が支払われていない場合

この共済契約の支払責任額

② 他の共済契約等から共済金又は保険金が支払われた場合

支払限度額から、他の共済契約等から支払われた共済金又は保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1)の場合において、他の共済契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの共済契約によって支払われるべき損害共済金の額を差し引いた残額について共済金又は保険金を支払う旨の約定があるときは、第6条(1)から(5)までの損害共済金については、その他の共済契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。

第5章 告知義務・通知義務等

第11条（告知義務）

- (1) 共済契約者又は被共済者になる者は、共済契約締結の際、告知について、組合に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 組合は、共済契約締結の際、共済契約者又は被共済者が、告知について、故意又は重大な過失によって事実を告げなかった場合又は事実と異なることを告げた場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 組合が共済契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合又は過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 共済契約者又は被共済者が、第6条（共済金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面を持って訂正を組合に申し出て、組合がこれを承認した場合。なお、組合が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に組合に告げられていたとしても、組合が共済契約を締結していたと認める場合に限り、これを承認するものとします。
 - ④ 組合が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合又は共済契約締結時から5年を経過した場合
- (注) 組合のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合又は事実を告げないこと若しくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が第6条（共済金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第21条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第6条（共済金を支払う場合）の事故による損害については、適用しません。

第12条（通知義務）

- (1) 共済契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合は、共済契約者又は被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければなりません。
- ① 共済の対象を他の場所に移転したとき
 - ② 共済の対象又は共済の対象を収容する建物について次の事実があったとき
 - ア 構造又は用途の変更
 - イ 建物内において行う業種の変更
 - ウ 改築、増築又は大修理
 - ③ ①及び②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したとき
- (注) 告知事項のうち、共済契約締結の際に組合が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事項に限ります。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、共済契約者又は被共済者が、故意又は重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、組合は、共済契約者に

対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、組合が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合又は危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第6条（共済金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第21条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除にかかわる危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第6条の事故による損害に対しては、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第6条（共済金を支払う場合）の事故による損害については、適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事項によって危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合は、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この契約を解除することができます。

(注) 共済掛金を増加することにより共済契約を継続することができる範囲として共済契約締結の際に組合が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6)の規定による解除が第6条（共済金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第21条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除にかかわる危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第6条の事故による損害に対しては、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。

第13条（共済契約者の住所変更）

共済契約者が共済契約証書記載の住所又は通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければなりません。

第14条（共済の対象の譲渡）

- (1) 共済契約締結の後、被共済者が共済の対象を譲渡する場合は、共済契約者又は被共済者は、遅滞なく、書面をもってその旨を組合に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、共済契約者がこの共済契約に適用される火災共済普通・住宅約款及び特約に関する権利及び義務を共済の対象の譲受人に移転させるときは(1)の規定にかかわらず、共済の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を組合に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 組合が、(2)の規定による承認をする場合は、第16条（共済契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利及び義務は、共済の対象が譲渡されたときに共済の対象の譲受人に移転します。

第15条（共済契約の無効）

共済契約者が共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した共済契約は無効とします。

第16条（共済契約の失効）

- (1) 共済契約締結の後、次のいずれかに該当する場合は、その事実が発生した時に共済契約は効力を失います。
 - ① 共済の対象の全部が焼失した場合。ただし、第34条（共済金支払後の共済契約）(1)の規定により共済契約が終了した場合を除きます。
 - ② 共済の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に共済金額を定めた共済の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第17条（共済契約の取消）

共済契約者又は被共済者の詐欺又は強迫によって組合が共済契約を締結した場合は、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この契約を取り消すことができます。

第18条（共済金額の調整）

- (1) 共済契約締結の際、共済金額が共済の対象の共済価額又は再調達価額を超えていたことにつき、共済契約者及び被共済者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、共済契約者は、組合に対する通知をもって、その超過部分についてこの共済契約を取り消すことができます。
- (2) 共済契約締結の後、共済の対象の価額が著しく減少した場合は、共済契約者は、組合に対する通知をもって、将来に向かって、共済金額について、減少後の共済の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第19条（共済契約者による共済契約の解除）

共済契約者は、組合に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。ただし、共済金請求権の上に質権又は譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者又は譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第20条（重大事由による解除）

- (1) 組合は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
 - ① 共済契約者又は被共済者が、組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
 - ② 被共済者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとした場合
 - ③ 共済契約者又は被共済者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 反社会的勢力(注)に該当する場合。
 - イ 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、関与として認められる場合。
 - ウ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められる場合。
 - エ 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合。
 - オ その反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、共済契約者又は被共済者が、①から③までの事由がある場合と同程度に組合のこれらのものに対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) (1)の規定による解除が第6条（共済金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じたときから解除がなされた時までには発生した第6条の事故による損害に対しては、組合は共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。
- (3) 共済契約者又は被共済者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害については適用しません。

第21条（共済契約解除の効力）

共済契約の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第22条（共済掛金の変更）

- (1) 第11条（告知義務）により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金率を変更する必要があるときは、組合は変更前の共済掛金率と変更後の共済掛金率との差に基づき、未経過期間に対して月割りをもって計算した共済掛金を返還又は請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合又は危険が減少した場合において、共済掛金率を変更する必要があるときは、組合は、変更前の共済掛金率と変更後の共済掛金率との差に基づき、危険増加又は危険の減少が生じた時以後の期間(注)に対し月割りをもって計算した共済掛金を返還又は請求します。

(注) 共済契約者又は被共済者の申出に基づく、危険増加又は危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 組合は、共済契約者が(1)又は(2)の規定による追加共済掛金の払込みを怠った場合(注)は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(注) 組合が、共済契約者に対し追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

(4) (1)又は(2)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、(3)の規定によりこの共済契約を解除できる場合は、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第6条(共済金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

(6) (1)及び(2)のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を組合に通知し、承認の請求を行い、組合がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、組合は変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額に基づき未経過期間に対して月割をもって計算した共済掛金を返還又は請求します。

(7) (6)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、組合の請求に対して、共済契約者がその払込みを怠ったときは、組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この共済契約に適用される火災共済普通・住宅約款及び特約に従い、共済金を支払います。

第23条(共済掛金の返還—契約の無効又は失効の場合)

(1) 第15条(共済契約の無効)の規定により共済契約が無効となる場合は、組合は、共済掛金を返還しません。

(2) 共済契約が失効となる場合は、組合は、未経過期間に対し月割りをもって計算した共済掛金を返還します。

第24条(共済掛金の返還—取消の場合)

第17条(共済契約の取消)の規定により、組合が共済契約を取り消した場合は、組合は、共済掛金を返還しません。

第25条(共済掛金の返還—共済金額の調整の場合)

(1) 第18条(共済金額の調整)(1)の規定により、共済契約者が共済契約を取り消した場合は、組合は、共済契約締結時に^{さかのぼ}遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。

(2) 第18条(共済金額の調整)(2)の規定により、共済契約者が共済金額の減額を請求した場合は、組合は、次の算式に従い算出した共済掛金を返還します。

$$(\text{変更後の共済掛金} - \text{変更前の共済掛金}) \times \frac{\text{未経過月数 (注)}}{\text{共済期間月数}}$$

(注) 未経過月数は引受日の属する月の翌月から起算した月数とします。

第26条(共済掛金の返還—契約解除の場合)

(1) 第11条(告知義務)(2)、第12条(通知義務)(2)若しくは(6)、第20条(重大事由による解除)(1)又は第22条(共済掛金の変更)(3)の規定により、組合が共済契約を解除した場合は、組合は、未経過期間に対し月割りをもって計算した共済掛金を返還します。

(2) 第19条(共済契約者による共済契約の解除)の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合は、組合は、未経過期間に対し月割りをもって計算した共済掛金を返還します。

第6章 損害の発生

第27条（事故の通知）

(1) 共済契約者又は被共済者は、共済の対象について損害の生じたことを知った場合は、損害の発生並びに他の共済契約等の有無及び内容(注)を組合に遅滞なく通知しなければなりません。

(注) 既に他の共済等から共済金又は保険金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(2) 共済の対象について損害が生じた場合は、組合は、事故の生じた建物及び敷地内を調査すること、又はこれらに収容されていた被共済者の所有物の全部又は一部を調査すること、若しくは一時他に移転することができます。

(3) 共済契約者又は被共済者が、正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第28条（損害防止義務及び損害防止費用）

(1) 共済契約者又は被共済者は、第6条（共済金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生及び拡大の防止に努めなければなりません。

(2) (1)の場合において、共済契約者又は被共済者が、第6条(1)の①から③に規定する損害の発生及び拡大の防止のために必要又は有益な費用を支出したときにおいて、第7条（共済金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないとき及び第5条（共済責任の始期及び終期）(3)又は第22条（共済掛金の変更）(4)の規定が適用されないときは、組合は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。

① 消火活動のため使用した消火薬剤等の再取得費用

② 消火活動に使用したことにより損傷した物(注1)の修理費用又は再取得費用

③ 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材にかかわる費用(注2)

(注1) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(注2) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用又は謝礼に属するものを除きます。

(3) 共済契約者又は被共済者が、正当な理由なく(1)規定する義務を履行しなかった場合は、組合は、事故による損害の額から損害の発生及び拡大を防止することができたと認められる額を差し引いた残額を、損害の額とみなします。

(4) 第9条（損害共済金の支払額）(2)②、第10条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）(1)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第10条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）(1)の規定中「支払限度額」とあるのは、「第28条（損害防止義務及び損害防止費用）(2)によって組合が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

(5) (2)の場合において、組合は(2)に規定する負担金と他の共済金との合計額が共済金額を超えても、これを負担します。

第29条（残存物の帰属）

組合が第6条（共済金を支払う場合）(1)から(5)までの損害共済金を支払った場合でも、共済の対象の残存物について共済契約者が有する所有権その他の物件は、組合がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、組合に移転しません。

第30条（支払共済金に関する異議の処理）

(1) 支払共済金の決定について、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者に異議のある場合は、書面をもって組合に対し、再審査を請求することができます。

(2) 組合は(1)の請求があったときは、審査委員会において再審査するものとします。

第31条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は組合に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合

被共済者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

- 被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、組合に移転させずに被共済者が引き続き有する債権は、組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 共済契約者及び被共済者は、組合が取得する(1)及び(2)の債権の保全及び行使並びにそのために組合が必要とする証拠及び書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、組合に協力するために必要な費用は、組合の負担とします。

第32条（共済金の請求）

- (1) 組合に対する共済金請求権は、第6条（共済金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被共済者が共済金の支払を請求する場合は、共済契約証書に次の書類又は証拠のうち、組合が求めるものを添えて組合に提出しなければなりません。
- ① 共済金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ その他組合が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことができない書類又は証拠として共済契約締結の際に組合が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を組合に申し出て、組合の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。
- ① 被共済者と同居又は生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定するものがない場合又は①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、被共済者と同居又は生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①及び②に規定する者がいない場合又は①及び②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注)又は②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、共済金を支払いません。
- (5) 組合は、事故の内容又は損害の額等に応じ、共済契約者又は被共済者に対して、(2)に掲げる以外の書類若しくは証拠の提出又は組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、組合が求めた書類又は証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 共済契約者又は被共済者が、正当な理由なく(5)の規定に違反した場合又は(2)、(3)若しくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、若しくはその書類又は証拠を偽造し若しくは変造した場合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第33条（共済金の支払時期）

- (1) 組合は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。
- ① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無及び被共済者に該当する事実
 - ② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)及び事故と損害との関係
 - ④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効又は取消の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の共済契約等の有無及び内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものの有無及び内容等、組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 被共済者が前条(2)及び(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注 2) 共済価額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、組合は請求完了日(注 1)からその日を含めて次に掲げる日数(注 2)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注 3) 180 日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定などの結果の照会 90 日
- ③ 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
- ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段が無い場合の日本国外における調査 180 日

(注 1) 被共済者が前条(2)及び(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注 2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注 3) 弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)及び(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者又は被共済者が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合(注)は、これにより確認が遅延した期間については(1)又は(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 34 条 (共済金支払後の共済契約)

(1) 第 6 条(共済金を支払う場合)(1)から(5)までの損害共済金の支払額がそれぞれ 1 回の事故につき共済金額(注)の 80%に相当する額を超えた場合は、共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 共済金額が共済価額又は再調達価額を超える場合は、共済価額又は再調達価額とします。

(2) (1)の場合を除き、組合が共済金を支払った場合においても、この共済契約の共済金額は、減額することはありません。

(3) (1)の規定により、共済契約が終了した場合は、組合は共済掛金を返還しません。

(4) おのおの別に共済金額を定めた共済の対象が 2 以上ある場合は、それぞれについて(1)から(3)までの規定を適用します。

(5) 長期契約については、(1)の規定により共済契約が終了した場合、未経過月数の 12 ヶ月の倍数について共済掛金を返還します。ただし、質権が設定されている場合の解除権は、質権者の書面による同意を得た場合のみ行使できます。

第 7 章 その他の事項

第 35 条 (共済契約の継続)

(1) 共済契約の満了に際し、共済契約を継続しようとする場合(注)に、共済契約申込書に記載した事項及び共済契約証書に記載された事項に変更があったときは、共済契約者又は被共済者は、書面をもってこれを組合に告げなければなりません。この場合の告知については、第 11 条(告知義務)の規定を適用します。

(注) 新たに共済契約申込書を用いることなく、従前の共済契約と共済期間を除き同一の内容で、かつ、従前の共済契約との間で共済期間を中断させることなく共済契約を継続する場合をいいます。この場合は、組合は新たに共済契約証書を発行します。

(2) 第 5 条(共済責任の始期及び終期)(3)の規定は、継続共済契約の共済掛金についても、これを適用します。

第 36 条 (共済契約者の変更)

- (1) 共済契約締結の後、共済契約者は、組合の承認を得て、この共済契約に適用される火災共済普通・住宅約款及び特約に関する権利及び義務を第三者に移転させることができます。ただし、被共済者が共済の対象を譲渡する場合は第14条（共済の対象の譲渡）の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合は、共済契約者は書面をもってその旨を組合に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 共済契約締結の後、共済契約者が死亡した場合は、その死亡した共済契約者の死亡時の法定相続人にこの共済契約に適用される火災共済普通・住宅約款及び特約に関する権利及び義務が移転するものとします。

第37条（共済契約者又は被共済者が複数の場合の取扱）

- (1) この共済契約について、共済契約者又は被共済者が2名以上である場合は、組合は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の共済契約者又は被共済者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合又は所在が明らかでない場合は、共済契約者又は被共済者の中の1名に対して行う組合の行為は、他の共済契約者又は被共済者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 共済契約者又は被共済者が2名以上である場合は、各共済契約者又は被共済者は連帯してこの共済契約に適用される火災共済普通・住宅約款に関する義務を負うものとします。

第38条（時効）

共済金請求権は、第32条（共済金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第39条（共済金の削減又は共済掛金の追徴）

組合は、異常災害その他の事由により損失金を生じ、かつ、その損失金を繰越剰余金及び諸積立金をもってうめることができなかつた場合は、総代会の議決を経て、共済金を削減し、又は共済掛金を追徴することができます。

第40条（訴訟の提起）

この契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第41条（雑則）

この約款に規定のない事項については、組合の定款その他諸規定並びに関係法令によるものとします。

附 則

- 1 平成22年 4月 1日 京都府指令2経第188号 京都府知事認可
- 2 この約款は平成22年4月1日から施行する。
- 3 平成22年 3月31日以前に共済期間が開始する共済契約については、従前の約款を適用する。
- 4 平成19年10月1日施行の火災共済普通・住宅約款は平成22年3月31日付廃止する。

附 則

- 1 平成23年6月8日 京都府指令3経第226号 京都府知事認可
- 2 この約款は、認可の日から施行する。

附 則

- 1 平成24年6月29日 京都府指令4商第233号 京都府知事認可
- 2 この約款は、認可の日から施行する。

附 則

- 1 平成25年7月22日 京都府指令5商第460号 京都府知事認可
- 2 この約款は、認可の日から施行する。

附 則

- 1 平成26年8月7日 京都府指令6商第559号 京都府知事認可
- 2 この約款は、平成26年10月1日の契約から適用する。

附 則

- 1 平成28年7月5日 京都府指令8商第533号 京都府知事認可
- 2 この約款は、認可の日から施行する。

附 則

- 1 平成29年7月24日 京都府指令9商第425号 京都府知事認可
- 2 この約款は、認可の日から施行する。

附 則

- 1 平成30年8月1日 京都府指令30商第421号 京都府知事認可
- 2 この約款は、認可の日から施行する。